

# 第6回青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会

## 議 事 録

日 時： 平成17年1月27日(水) 午後1時～午後4時  
場 所： ラ・プラス青い森 2階 「カメラリア」

## 次 第

1 . 開 会

2 . 県土整備部長あいさつ

3 . 議 事

( 1 ) 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に係る  
五戸川流域の保全地域(案)

( 2 ) 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に係る  
五戸川流域の保全計画(案)

4 . 閉 会

## 第6回青森県ふるさとの森と川と海保全創造審議会議事録

日 時： 平成17年1月27日（水） 午後1時～午後4時

場 所： ラ・プラス青い森 2階 「カメラア」

（県の議題説明については省略します。）

### 議 事

司会 次に議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、佐々木会長にお願い致します。佐々木会長は議長席にご移動お願い致します。

それでは佐々木会長、よろしくお願い致します。

佐々木議長 それでは、さっそく議事を進めたいと思います。

お手もとにあります資料には議事が2つになっていきますけれども、この議事に先立ちまして、少し事務局の方から報告して頂きたいことがあります。それは、この審議会を開催するまでに、地元で意見交換会を開催し、それから、今回審議します案件2つについて説明しています。その時にどのような意見が出されたかを、委員の皆さんに事務局の方から報告して頂きたいと思います。

じゃあ、事務局の方、よろしくお願い致します。

事務局（原田） はい、河川砂防課の原田と申します。よろしくお願い致します。座って説明をさせていただきます。

それでは資料2に基づきまして、意見交換会の際に地域の皆様から頂いたご意見等の主な事項についてご紹介を申し上げます。

第1回目の意見交換会は、10月19日の午前中に新郷村役場の会議室で開催し、5団体11名の方々が出席致しました。また、同日午後には、五戸町倉石分庁舎コミュニティーセンターで開催を致しまして、13団体18名の方々が出席を致しました。

意見交換会の内容と致しましては、条例の概要、基本方針の内容、保全地域の指定要件と保全計画の意義、目的について。また、保全指定地域と計画策定に向けたスケジュールについてご説明をして意見交換を行なったところです。

この際に頂いたご意見等の中で主なものとしては、住民生活の自然利用と条例の考え方についてのご質問。保全地域指定により、不法投棄の、これはゴミでございますけれども、不法投棄の取り締まりはどうなるのかというご質問。それから、河川公園を作る場合の条件についてのご質問等がございました。

第2回目の意見交換会は、11月17日に五戸町倉石分庁舎コミュニティーセンターで開催をしました。この際には、新郷村地区の方々と、それから五戸町地区の方々一緒にお集まり頂きまして、24団体32名の方が出席を致しました。

内容と致しましては、条例の概要、それから基本方針の内容、保全地域の指定要件、保全計画の意義、目的について、もう一度ご説明を申し上げ、そして、1回目の意見交換会の際に持ち越した

ご質問への回答をご説明したほか、私共が検討している五戸川流域の保全地域案についてご説明をして意見交換を行なったものです。

この際に頂いた意見等の中で主なものと致しましては、五戸町の池ノ堂橋から河口部までを県の方で保全地域の指定範囲として考えていない理由は何なのか、というご質問。それから、河川の清掃活動に対する自治会等の関与についてのご質問。農業用水の取水施設にぜひ魚道を整備して欲しいという、これはご要望でございますけれども、こういうものがございました。

3回目の意見交換会は、12月15日に五戸町の倉石分庁舎コミュニティーセンターで開催し、20団体28名の方々が出席を致しました。

内容と致しましては、保全地域案についての再度ご説明をして、そして、保全計画案の内容についてもご説明を致しました。この他に、保全地域の保全のための施策を推進するにあたっては、地域の方々と私ども行政と連携する必要があるということと、それから、ふるさと環境守人の制度についてご説明をしたあと、意見交換を行なったものです。

3回目で頂いたご意見等の中で主なものと致しましては、五戸川の水質の安全性についてのご質問。それから、ふるさと環境守人の制度についてのご質問。堤防の雑木伐採に関する、これはご要望でございました。それから、河川工事を実施する場合に条例の趣旨はどのように反映されるのか、というご質問。それから、ゴミの不法投棄を取り締まるために条例に罰則が必要ではないのか、というご意見。こういうものがございました。

以上で、意見交換会の際に地域の方々から頂いたご意見等の中で主な事項についてご紹介申し上げます。

佐々木議長 意見交換会、説明会の経過と、その時に話をした内容、そしてその時に出了意見でした。

もし、何か質問があれば、あとの審議の時に受けたいと思いますので、議事を進めます。宜しいでしょうか。

はい、それでは議事の1と2について進めていきたいと思います。1と2は青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する、私、簡単に森川海保全条例と言っていますけれども、この条例に係わる五戸川流域についての保全地域(案)、そして2つ目、保全計画(案)です。これらについて事務局の方から説明して頂いたあとに審議に入りたいと思います。

それでは事務局の方、お願い致します。

## 議事1 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に係る五戸川流域の保全地域(案)

事務局(原田) それでは資料3でございますが、資料のご説明の前に、先般、委員の皆様方に、保全指定地域の範囲と私どもの考え方につきまして事前にご説明を申し上げたところでございますが、様々なご意見の中で、条例の理念に基づいた地域指定の場合、森・川・海の連続性を重視して、森林・河川・海岸を途切れずに一体の地域として保全地域の対象とすべきではないか、というご意見もございました。

また、この、私共、検討するにあたりまして、関係機関との協議や、県庁内に関係課で構成する連絡会議がございますが、そこでの意見交換の際にも同様の意見もございましたので、これらの意見を踏まえて再度検討し直しました。そして、本日の事務局の案と致しましては、河川は河口部まで、海岸は市川海岸の区域を保全地域に含める内容に変更してご提案をさせて頂きまして、委員の皆様のご意見を頂きたいと考えてございます。

それでは、資料3の五戸川流域の保全地域(案)の検討資料に基づきましてご説明を申し上げます。

資料の1ページでございますが、最初に保全地域の概要について記載をしております。

五戸川は、十和田湖の外輪山東緑の十和利山にその源を発し、二ノ倉ダムを経て太平洋に注ぐ、流路延長50.7kmの河川であり、河口から二ノ倉ダムまでの区間は、二級河川に指定され、県管理の河川、指定延長が47.4kmとなっております。その河川区間のうち、五戸町池ノ堂橋付近から二ノ倉ダム湖上流の源流に至る区間では希少種のスナヤツメ、カジカなどの生息が確認されております。成橋付近は、先ほどのスライドにもございましたが、白鳥の飛来地となっております。

また、二ノ倉ダム湖から上流の五戸川源流の河道は、自然河道で、沿川には「水芭蕉の群生地」があるなど、良好な自然環境を有する地域となっております。この他、五戸川の支川であります妙返川沿川には、「平子沢親水公園」、「平子沢水と緑の森」及び「平子沢森林公園」が整備され、地域住民が自然と親しむ場となっております。

河川の指定区間47.4kmの上流端は、資料10ページの河川の保全地域位置図に黄色で表示をしております。また、池ノ堂橋、それから、成橋の位置につきましては、資料11ページの方に黄色で表示をしております。

それでは1ページに戻って頂きまして、下の表は、森林、河川、海岸の保全地域の範囲を記載しております。

森林は国有林の599、601、603~605まで、607、608、611~613まで、616、619、及び620の林班。民有林の29~31まで、及び56~70までの林班。これらの林班に含まれる水土保全林、及び森林と人との共生林となっております。森林の保全地域における水土保全林と、森林と人との共生林の範囲は、資料7ページの図面に、水土保全林は緑色、それから共生林はオレンジ色で表示をしております。ご覧頂ければと思います。

で、面積を申し上げますと、水土保全林が約1315ヘクタール、それと森林と人との共生林が約1101ヘクタール。合わせて約2416ヘクタールとなっております。

河川は、五戸川河口部から五戸川源流部標柱までの五戸川に面する沢敷区域と五戸川の区域、これは本川の区域ということでございます。及び五戸川支川の妙返川のうち軽井沢の合流点から下流の沢敷区域となっております。河川の延長は約51キロほどでございます。上流部の標柱と、それから軽井沢の合流点、この位置につきましては、資料8ページの森林の保全地域位置図の方に黄色で表示をしております。

それから海岸でございますが、海岸は市川海岸の区域でございます。海岸の現況、保全地域の指定の範囲は、資料12ページ及び13ページの方でご確認を頂ければと思います。保全地域としての指定は、砂浜と海岸防災林の区域を考えてございます。

それでは次に資料の2ページをご覧ください。上段の図は流域の保全地域指定の位置の全体を表示したものでございますけれども、ちょっと細かいと思ひまして、資料6ページの方にもう少し大き

くした位置図を示してございます。

それではまた2ページの方に戻って頂きまして、下の方でございませうが、2として保全地域の指定要件を記載してございませう。

「基本方針に定めた基本的要件並びに優先的要件に基づいて、森林、河川、海岸を次の考え方によって、保全地域を指定する。

ふるさとの森と川と海の保全及び創造は、県民、事業者、民間団体、市町村、国との連携を密にし、恵み豊かな森・川・海を次の世代に引き継ぐという共通認識を持ちつつ、保全地域以外の保全地域に指定されない区域の森林、河川、海岸の区域についても流域の保全を図る上で重要であることを踏まえながら、保全地域を保全するために必要な施策を総合的な観点から講ずるものとする。」

ここでは、保全地域の指定の考え方と、それから保全地域指定以外の、指定されない区域の森・川・海についても条例の利点を踏まえて施策を実施するというふうに記載してございませう。これは、大畑側流域指定の際に委員の方々から頂きまして表記をしたものと同様な内容となっております。

それでは3ページをご覧下さい。3として、これは保全地域のうち森林について記載してございませう。(1)に森林の基本的な考え方として、アからオまでの5項目を記載してございませう。

アとしては、「水源かん養や動植物の生息・生育の場として機能が高い天然林のうち、基本方針で定める指定の優先的要件を満たす森林を対象とする。」

イとしては、「天然林は、まとまりのある森林を対象とするため林班を最小単位とし、天然林占有面積50%以上の林班を基本とする。」

ウ、「指定の優先的要件のうち、県民等による主体的・積極的な取り組みが行なわれている森林とは、地域住民やNPO・ボランティア等による植樹・育林活動や森林の保護・保全活動、動物の保護活動などが行なわれている森林とする。」

エとしては、「指定の優先的要件のうち、森林の保全に対する県民等の要望が強い森林とは、地域の直接の水源地となっている森林・裏山などにおいて、山菜採りなど地域の生活と密接に結びついている森林、地域の教育・保健休養・文化に利用されている森林などとする。」

オといたしましては、「その他、指定の要件を満たさない森林であっても、流域保全のために必要な森林については指定をする。」

という5項目を掲げてございませう。以上が森林の指定に当たっての基本的な考え方とございませう。

次に、(2)以下は上記の基本的な考えに基づきまして、五戸川流域において指定する森林の区域についてその内容、現況等を記載してございませう。これからご説明します森林の位置関係につきましては、資料の8ページの前に透明シートを添付してございませうので、森林の保全地域の位置図に重ねましてそれぞれのエリアをご確認頂ければと思ひませう。

また、資料8ページにポイントで から番号をふってポイントで表示している部分につきましては、資料9ページの方に、ちょっとこまいんですが、写真を添付してございませうので、合わせてご覧頂ければと思ひませう。

それでは、五戸川流域で指定する森林の地域としては、「国有林の地域別の森林計画及び市町村森林整備計画において「水土保全林」及び「森林と人との共生林」に区分され、水源かん養や動植物の生息・生育の場としての機能が強い森林の地域。また、森林の保全に対する県民等の要望が強い

い森林の地域」というふうになっております。

まず1)として、水源かん養や動植物の生息・生育の場として機能が高い森林の内容を から  
までここで説明をしております。

といたしまして、五戸川源流及び支川、これは沢を含む流域でございます。ここにおいて保全機能が高い森林。 といたしまして、野生動物の生息・生育地の拡大と相互交流の促進や森林の連続性の確保などを目的に設定している「緑の回廊」の設定森林。 番目として、連続した河畔林や水芭蕉群生地と一体となっている森林。 として、希少で学術的価値の高いイチイ群落及びコメツツジ群落の分布地域を含む森林帯。以上の森林を考えてございます。

次に資料の4ページになりますが、2)は県民等による取組が行なわれている森林でございますけれども、これは児童・保護者の学習・林業体験の場として活用されている学校林を考えてございます。

次に3)として、森林の保全に対する県民等の要望が強い森林でございますが、これは、「迷ヶ平自然休養林」として活用されている国有林の区域と、「間木ノ平グリーンパーク」、「平子沢親水公園」、「平子沢水と緑の森」、「平子沢森林公園」などの憩いの場となっている民有林の区域を考えてございます。以上が保全地域の森林の区域に関するご説明でございます。

次に資料4ページの中段から4として、保全地域のうち河川について記載をしております。

(1)は河川的基本的な考え方として、「豊かで良質な水を有する区域、瀬・淵・河畔林等の自然環境が優れている区域、及び多様な動植物や希少な種が生息している区域などの基本的要件に加えまして、優先的要件を満たす区域を対象」としております。

次に(2)は、五戸川流域において指定する河川の区域について記載をしております。河川につきましては、資料の10ページと11ページの河川の地図にそれぞれのポイントの写真を貼付してございますのでご確認頂ければと思います。

まず1)として、自然の特徴が特異性、固有性または希少性を有する区域と致しましては、魚類調査におきまして、五戸町池ノ堂橋から上流の二ノ倉ダムまでの区間におきまして、希少種でありますスナヤツメ、メダカ、トミヨ、カジカなどが確認をされております。また二ノ倉ダムから上流では、希少種のスナヤツメが確認をされております。池ノ堂橋の位置は11ページですね。それから二ノ倉ダムの位置は10ページとなっております。

それから2つ目の渡り鳥の飛来地など、動植物の生息・生育にとって、重要な機能を果たしている区域といたしましては、五戸町の戌橋付近へ冬季に、白鳥が飛来しております。戌橋の位置につきましては、11ページの方に黄色で表示をしております。

それから資料の5ページになります。豊かで良質な水を有する区域としては、二ノ倉ダム湖から上流の五戸川源流までの区間と、それから支川の妙返川、これが豊かな良質な水を有する区域となっております。資料の10ページに、先ほどスライドで見て頂いたのと同じ写真でございますが、二ノ倉ダム上流の水芭蕉群生地の側を流れる五戸川と、それから支川の妙返川の写真を貼付してございます。

それから4)と致しまして、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関して、県民等の主体的・積極的な取組が行なわれている区域と致しましては、資料10ページの五戸川支川の三川目川との合流点、資料10ページの表示でございますが、この合流点より上流の五戸川本川では「新郷遊漁会」が、また同じページの下流の方、右上の方でございますが、五戸町中市新橋下流の河川公園を

中心として「倉石遊漁会」が、それぞれ河川の清掃ですとか、不法投棄の監視による環境美化、それからイワナやヤマメの稚魚の放流による環境意識の高揚に努めております。この他、資料11ページの五戸町の五戸橋付近では、「五戸川をきれいにする会」が、河川清掃、草刈りの活動、それから水質汚濁の防止呼びかけなどに努めております。

ところで、委員の皆様への事前説明の段階におきましては、河川の保全地域指定の区間につきまして、五戸川河口から池ノ堂橋までの区間6.9kmにつきまして、私共、保全地域に含めない考え方で検討しているというふうにご説明を申し上げました。

理由と致しましては、先ほどの写真等もありましたけれども、河口部が高潮対策のために両岸ともにコンクリート張りの堤防が設置されているということや、あるいはJR橋ですとか高速道路、百石道路によって河川の堤防に沿った人の往来が出来ないような状態であるとか、そういうことで以前ご説明した時には、池ノ堂橋までの区間については指定の範囲として考えていませんとご説明を申し上げたんですが、色々ご意見を伺う中で、途切れずに一体として保全地域として考えるべきではないかという意見もありましたので、指定の範囲としては一体として捉えていくという形の考え方に变更させて頂きまして、そして委員の皆様からご意見を頂きたいと考えてございます。

次に資料の方ですが、5として海岸について記載してございます。

(1)は海岸の基本的な考え方と致しまして、砂浜、磯、海岸林等の自然環境が優れている区域、及び多様な動植物や希少な種が生息・生育している区域などの基本的要件に加えまして、優先的要件を満たす区域を対象としてございます。

次に(2)として、五戸川流域において指定する海岸の区域を記載しておりますが、海岸は市川海岸の砂浜、資料の12ページ、13ページをご覧ください。砂浜の部分と、それから背後の海岸防災林の区域を保全地域として考えてございます。

海岸につきましても、事前説明の段階ですと、いま現況を考えた場合にどうも自然の状態が少ないということで、私どもは地域としては考えておりませんとご説明申し上げて来んですが、河川と同じような考え方で、現状は現状として、これからどうそれを保全し、また創造していくかということを考えて方が意義があるんじゃないかということを考えて、海岸も取り組む形で変更させて頂きましてご提案をさせていただきます。

以上が保全地域の内容でございます。どうぞよろしくお願い致します。

佐々木議長 保全計画についても、説明していただき順番に審議していきたいと思っております。大体半分近くなりましたので、ここでちょっと休憩を入れてたいと思っております。5分休憩します。

( 休 憩 )

佐々木議長 審議を再開したいと思っております。じゃあ、事務局の方から宜しいでしょうか。続けてお願いします。

司会 ここで審議会を再開致しますが、先ほど県土整備部長が公務のため退席致しました。ご了承下さい。では、引き続きお願い致します。



## 議事 2 青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に係る 五戸川流域の保全計画（案）

事務局（笠井） それでは事務局の方から引き続き、青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例に係る五戸川流域の保全計画（案）について説明させていただきます。

前回の審議会から時間も経ちましたし、保全計画とはどういうものなのか、保全計画にどのようなものを書き込むのか、ご記憶から少し薄れている方もいらっしゃるかなと思われましたので、私共の方で保全計画の一番後ろのページ、最後のページに、「ふるさとの森と川と海の保全に関する計画（保全計画）について」という資料を挟み込んでおきました。そちらの方、項目3つほど左側にありまして、右側の方に基本方針の抜粋、保全計画に関するところの抜粋を掲載しております。

一番左側の方を見ますと、保全計画とは。保全計画とはなんであるのかを条例の方に次のように定めてあります。「保全地域の指定をするときは、当該保全地域におけるふるさとの森と川と海の保全に関する計画を定めなければいけない。」というふうに書いております。この保全計画は先ほど説明しました保全地域と連動して策定していく、検討していくものになります。

保全計画の骨子。計画に定めるものについて条例、基本方針に次のように定めています。条例において大項目、2項目規定致しまして、基本方針の方で大項目の細分類、細かいところの項目を決めて、平成14年12月に公表をしているところです。

そして、保全計画の位置付け。基本方針においては、「保全地域の指定に当たっては、特定行為の規制に加え、保全地域の保全をより一層促進するために、当該保全地域における「ふるさとの森と川と海の保全に関する計画」を策定し、ふるさとの森と川と海のための施策を実施するものとする。」と記述しています。

また、パンフレットの方、今日あらためてお配りしてましたけれども、パンフレットの方には、「当該保全地域には、その地域での特定行為の規制に加えて、保全をより将来にとって価値あるものとするために「ふるさとの森と川と海の保全に関する計画」を策定致します。ここでは対象となる地域に具体的な対策を講じる指針を作ることで、青森県の自然環境を将来に渡って守っていく新たなルール作りをしていきます。」というふうに記述をしております。

右側の方、基本方針の抜粋ですけれども、左側の骨子のところに書きましたものをより細かなところまで記述して基本方針に定めておりますので、そちらの写しの方、保全計画の中身を検討していく際に思い出ず資料として、またお使い頂ければと思います。

一番頭の方に戻って頂きまして、保全計画、中身の方、ご紹介、ご説明させていただきます。

まず保全計画の中身の方、私共策定するに当たって、基本方針に基づいた骨子も勿論そうなのですが、五戸の検討の前に大畑の検討ございまして、お陰様で公表したものがございましたので、そちらの方も参考にしながら今回の五戸川の保全計画を作成致しました。全文一言一句説明していても非常に時間がかかりますので、要点だけをかいつまんで簡単にご説明していきたいと思っております。

1ページ目開いて頂きますと、こちらのところには五戸川流域の概要という項目がありまして、五戸川流域全体の概要を説明しております。先程の保全地域の説明に合わせた形での記述をしております。こちらの表現、説明は省略をさせていただきます。

そして次のページ、隣りにいきますと、2ページ目の説明を致しますと、大畑川流域では貴重な種が生息・生育しているというふうな表現を使ったんですけれども、その部分の語句表現、希少、希に少ないという表現を今回から使っております。こちらの表現、青森県の方でレッドデータブックというものを発行しておるんですけれども、そちらの方で希少生物という言い方をしておりましたので、そちらの表現に統一を図るため、希少という言葉、希に少ないという言葉を使っております。あとはですね、大畑の検討の時と合わせて記述をしております。

3ページ目のところに行きますと、森林の区域についてというところがありまして、森林の区域については保全地域の検討区域に資源循環利用林がないことから、森林の機能説明から木材の生産という言葉で記述しておりません。また、五戸町では合併の時にオオハクチョウを町の鳥として決めたということを聞いておりました。そして、魚類と植物の生態から見てみますと、河川の沿川は希少な自然環境となっております、二ノ倉ダムにおいて上流、下流に大きく二つに分けられると考えております。

説明の方、詳細を飛ばさせて頂きまして、4ページ目をご覧頂きますと、こちらの部分、保全地域の土地利用、地域文化の概要が書いております。中身の方、上の方に森林の区域の説明を致しまして、「二ノ倉ダム上流では、自然河道を呈していることや、エゾイワナ等が生息していることから溪流釣りに利用されている。」というふうな表現をしております。

また中程にいきますと、「五戸川には、内水面漁業協同組合は存在しないが、市川漁協によりサケの稚魚放流が行なわれているほか、「五戸倉石遊漁会」や「新郷遊漁会」などの団体によりヤマメ、イワナ、ニジマスの放流が行なわれている。また「五戸川をきれいにする会」等の団体が河川清掃、イベント等を実施しているほか、新郷村、五戸町倉石などには河川公園などが整備されて地域に密着し親しまれている。」という表現をしております。そしてまた風土文化という面についても触れて記述をしております。要点については省略を致します。

5ページ目の方、ご覧頂きますと、(1)保全目標、(2)保全施策という項目がありますけれども、こちらの保全の目標、保全施策、2項目とも県全体に渡っての共通事項と考えておりましたので、大畑川流域を検討した時と同じ文言、同じ表現をしております。

次のページにいきますと、6ページ目。大項目の2、ふるさとの森と河と海の保全についての施策に関する事項というのがございます。こちら中程のところ、「公共用水域水質測定」とあるんですけれども、五戸川では尻引橋、戎橋において県が観測しております。日常的な清流管理は、保全地域を、2ページのところによりますと、河口から五戸川源流部標柱までの五戸川に面する沢敷区域と五戸川の区域、及び五戸川支川の妙返川のうち軽井沢の合流点から下流の沢敷区域、という表現をしております。

すみません、今気付いたことなんですが、2ページ目のところに戻って頂きまして、保全地域というふうな表現をしたところの真ん中、河川のところ。私の方で書いた表現、五戸町池ノ堂橋から、という表現をしたままになっていたんですけれども、考え方、河口からというふうな考え方に図面の方を修正していたしましたので、言葉、文言の修正をお願い致します。河口から五戸川源流部標柱までの。五戸町池ノ堂橋からという表現を訂正致します。大変失礼致しました。

そしてまた6ページ目のところに戻って頂きまして、日常的な管理として河川全川というのは難しいことなので、活動拠点となると考えられる橋、河川を清掃する時など、ここに集まってくださいよと言った時の目印になるような場所として私の方で考えたもの、池ノ堂橋の付近、中市新橋の

付近、新高橋の付近、そして二ノ倉ダム上流というふうな管理区間を表現してみました。

そして7ページ目は管理内容と、(2)清流管理のための指標というようなものを書いております。こちらにつきましても五戸川独自の記述というものは、このページにはございません。

8ページ目の方、ご覧頂きますと、魚類の生息範囲の目安に基づいた記述をしています。これは私共の方で現地調査をした結果に基づいて表現しておりましたけれども、調査したのが平成14年でしたが、その後の追跡調査というものは現段階ではまだ行なっておりません。

そして9ページ目、ありましたけれども、水生生物、指標生物と言われるものを色々書いておるんですけども、それぞれの水質判定項目において生物を列記しております。ちなみに大畑の場合は、「きれいな水( )」と言われるランクに該当するものが多数確認しておって、一部分、河口に近いところで「きたない水( )」分類に指定されるものがいたというのがありましたけれども、五戸については全項目に渡って確認されております。

10ページ目の方にいきますと、全般的な保全施策と共に、森林の区域、河川の区域、海岸の区域、個別の森・川・海の主要な要素を保護するための事項が書かれております。

森林の区域では、これも大畑の方と比べて表現しますと、「漁民の森づくり」というものが五戸の方で行なわれていない。私の方で確認出来なかったことから、「漁民の森づくり」という表現はしておりません。河川の区域においては、既に河川清掃が行なわれている区間もありましたけれども、「自発的な住民参加のもとに河川清掃を継続し、良好な水環境の保全に努める」という項目を設けました。また「地域住民等の理解と協力により、河川及び沿岸に生息・生育する魚類及び植物のよりよい生息・生育環境の維持・保全、及び河川の美化・水質の向上・維持に努める」としました。

市川海岸の区域としまして、これも大畑の方と比較しますと、大畑の方では、自然環境学習の場という表現とか、緑の観察などという表現をしていたんですけども、市川の海岸につきましても、自然環境の学習の場となる下地がないと私の方で判断しましたので、そのような表現ではなくて、ここにあるような4項目、アからエまでの表現を新たに考えてみました。

「ア 行政と地域住民が連携して、海岸利用者のモラルやマナーの向上を図るとともに、適正な海岸利用のルールづくりや地域住民やボランティアの参加・協力の体制づくりなどを図り、美しく快適な海岸づくりを進める。

イ 侵食が進んでいる海岸については、沿岸域漂砂の動向だけではなく、山から海までを含めた河川流域とも連携を図り、砂浜の保全や回復を図る。

ウ 誰もが利用しやすく、海とふれあえるように、水際線へのアクセスの向上を図る。

エ 海岸防災林は、関係団体、地域住民等の連携により、飛砂防備保安林としての公益的機能が持続的に発揮されるよう適切な森林の保全・育成に努める。」

という表現をしました。

そして次のページにいきますと、11ページ目なんですけれども、こちらの方で真ん中のところ、(5)あるべき姿に向けた適切な創造、という項目がございます。こちらの表現につきましても、大畑の検討しました時に作った文章とほぼ同じ表現をしております。一部違う点というのは、アイウエオカ、カ 持続可能な五戸地方らしい森づくり。「五戸地方」というふうな表現を致しました。あとの項目につきましても、大畑の時に審議して頂きました項目と同じ表現になっておりました。

そして次のページにいきますと13ページ目ですけども、3.森・川・海の維持・管理に關す

る事項。そして4. 管理上必要な保全施設の整備に関する事項。こちらにつきましても、大畑の検討の際にご審議頂きました文章と同じ表現になっております。で、私共、意見交換会におきまして、管理上必要な保全施設の整備に関する事項、住民の方から何かご要望があるかなということで、表示看板というのは一例ですよということで促してみたんですが、別段地元の方からはご提案ごさいませんでした。

非常に簡単なんですけれども、保全計画の説明をこれで終わらせて頂きます。

佐々木議長 はい、どうもありがとうございました。それではただ今事務局の方から2つの案を説明して頂きました。

最初に保全地域(案)、議事の1番目の五戸川流域の保全地域(案)について審議していきたいと思えます。

皆さん、最初の事務局の説明にあった通り、経過についてのところですけども、事前説明を委員の皆さんに進めた時には河口まで行ってなかった。しかし、今日の(案)では河口まで含めて、また海岸も保全地域の中に入ってます。

何かご意見ございましたらどうぞ。はい。

大坂委員 ただ今説明のありました10ページの(3)のところ、市川海岸の区域には見るべきものは無いとおっしゃいましたが、鳥の方から申しますと大変重要なコクガンとかクロガモとかピロードキンクロとか、海の鳥たちの帯をなして何百羽、何千羽という所なんです。これは冬に限りますけれども。それから市川船溜りの所には、春秋にはシギやチドリが数は少ないんですけども渡ってきますし。だから、教育の場ではないとおっしゃいましたが、とんでもございませぬ。私たちは探鳥会で観察を行っております。ですからちょっと認識を変えて頂きたいと思えます。

それからですね、ここではないんですけども、前に頂いた文献で、五戸川周辺の鳥の生息。大分古い文献を元にしたようで、現在では殆どゼロという鳥が何種も混じっておりましたので、そのところをご訂正願いたいと。昔は確かにいたんでしょうけれども、今はもう、とても見ることが出来ないという鳥が大分混じっておりましたので。以上です。

佐々木議長 はい、どうもありがとうございました。最初の鳥の、川のどこ、河口付近？

大坂委員 はい、河口です。

佐々木議長 砂が溜ったところ？ はい、どうもありがとうございました。それからこの後の方の資料、この五戸川の概況？

大坂委員 参考資料のところ、鳥の、大分古い資料をもとにしたらしくて、この参考資料の中に現在では殆ど見ることの出来ない鳥が何種か混じっておりましたので、私も心配になりまして、八戸在住の五戸川に詳しい人に今朝電話を致しまして確認致しましたけれども。いま4、5種類、今殆どこら辺では絶滅に近くて、これに入れられない方がいいというようなのもございました。

佐々木議長 そうですか。はい、分かりました。出来るだけ参考資料の方は定量性のあるものにしたいたんですけども、どんどん変わっていったりするんですよね。

大坂委員 はい、変わっています。ただ参考資料として、もしこれを正式に残すのであれば……。

佐々木議長 そこなんですよ。今日の正式な審議の資料としては、資料の3と4と。これは地域の指定案と、それから計画案ですけども、ただこの地域を指定するにしても、この五戸川にどういう特徴があってというのが、まず現況についての認識がはっきりしていないといけませんよね。そういう意味ではこの五戸川の概況とか、今日審議に先立って事務局から説明のあった、写真で見ながら五戸川はこういう風になっていますと、こういうような現状についての認識って重要なんです。

ただ、そのところでですね、定量的にきちっとした資料を作るということになると、また時間がかかってしまうところがあります。そのために、資料という形で止めています。本当はやっぱり、この概況をきちっと押さえて、現況はこうなっている、したがって、保全地域はこうなる。そして保全計画はこうなるというのが順序なのでしょう。そのところ、どういう風にしましょうか。はい、よろしくお願いします。

東委員 野生の生き物は、当然色々変動があってですね、今いなくなったというのは、まさにその通りだと思うんですけども、やはり過去にこういうのがいたというのも情報としてはあっていいのかなと思います。で、もし分かれば、現況というのがそれにさらに加わって、総合的に判断となると思うんですけども、かつていて、いなくなったという事実が、将来に渡ってはむしろ回復して欲しいという働きもあると思うんですよね。ですから、資料として残しておくのはむしろいいんじゃないでしょうか。と思うんですが。

佐々木議長 出典をはっきりさせておいて現況をみる、ということにします。じゃあ、そういうふうにして、この参考資料はですね、そういう事がどこに書いているかが分かるような形で言い切ってしまうことにしたいと思います。

事務局(原田) はい、承知しました。それから今のお話ありました海岸の区域、私共の保全計画の10ページでございますが、その海岸の区域で今、大坂委員の方からご意見ございましたので、ここの部分についても鳥ということに着目をして、そしてその保護活動、あるいは観察・保護活動という、そういう視点から一つまた入れてみたいということで検討致します。

佐々木議長 他にございませんでしょうか。はい、どうぞ。

附田委員 私たちは大畑川のこと、こういった事を経験済みなんですけれども、やっている事は同じような事をやっているような感じはするけれども、私は内容的には全く違うなという感じを持っております。

まず1つなんですけれども、大畑川の場合には河川の延長が非常に短かったですよね。そしてい

きなり国有林という一つの単一の所有者の所に入っていった。それが議論になった。あそこの大畑川の森林といいますのは混交林でありまして、人工林も一部ありますけれども、殆どがヒバ、広葉樹の混交林でありまして、まあ、言ってみればスギだとかアカマツだとか単純林もなかったわけです。で、それをどういうふうに取り扱うかということが問題になりまして、私も意見を出して、国有林のあれはけしからんと怒ったんですけれども。最初はですね、すごい面積を確保するような形で話が整って、これは上手くいくぞと思ったと。ところが最終的には線的なものになってね、それでは森林の広がりという力を持って保全ということは達成出来ないじゃないかと私は反対した訳ですけれども、まあ、結果的に国有林の施業の通りカバーするだろうということで決着したという我々経験を持つわけです。大畑川と五戸川は、海岸にしても全然風景等違いますよね。それから産業の構造も違います。

ところが今度の五戸川といいますのは、地質的には第三期、四期の非常に脆弱な地帯でありますし、そして五戸川は台地があって、そこから河岸段丘があって、それから沖積の水田が一部あって、河川が流れていると。で、ここは農業圏でありまして、そして河川延長も、流域の延長も50キロ余、流域面積242、3平方キロメートルという膨大な面積があるわけでありまして、そういった意味から言いましても大畑川の我々の経験とは違う見方をしていかなければならないんじゃないかなと思っております。

従いまして、水というもの、水循環というものを重視した場合には、やっぱり綺麗な水、量的に多い水を確保するのであれば、これは森林は切っても切れないわけですから、まず言えることは、上流水源山地だけに、私から言わせればちょっぴり保全の区域を設けたという見方をしまして、非常に腰が引けた計画だなという感じ、まず一見見受けられます。

それから広葉樹といいますか、天然林重視だと、そういうことになっておりますけれども、完全な天然林というのは、青森県内でも探せばほんのちょっぴりしか残っていないわけで、たぶんまあ、線引きすればそういう位のものになるだろうと思っております。そうではなくて、もう少し創造というところに目を付ければ、私は中流地帯だって対象にすることは可能だと思っております。

その証拠としましては、地域森林計画の方で水土保持林、まさに水資源をかん養して土砂崩壊を防止します、それを目的にする森林ですというふうに、その段丘部分を中心に水土保持林が、ずっと張り付いているはずですから、それをそのまま森林施業計画の方と目的は同じなわけですから、それを取り入れることは不可能ではないと私は思っている訳なんです。

そうしますと、火山浮石であるとかシラスと言われているような、ああいったものも保全出来るようなことになりまして、水量的な水資源も確保できる。で、縛りがどうかといいますと、既にもう地域森林計画の中でそういったものがあるわけですから、改めてまた森林使用者に規制したり、新たなことをお願いしたりする必要はないと思っております。もう既に行なわれている森林計画の中でやれるだろうと思っております。

それから上流水源山地でも、普通であればこの分水嶺でくくってやるはずなのに、皆さんの地形図をにらめっこして欲しいんですが、ちょっと歪な形になっているんですね。これ、やはり何かの地元の背景があったと思うんですが、あの辺りといいますのは、我々が機関造林と呼んでおります公団造林であるとか、公社造林とか、大口の多分財産区有林であるとか町村有林であるとか、そういった所だと思います。その辺りのことで少し線引きがなされたんじゃないかと思うわけでありまして、実は森林の場合には、簡単にこういう山を森を作りますと言っても出来ないんです

よね。50年とか百年とか、簡単に出来ない。これは何故かと言いますと、木の成長がすごくかかると同時に、権利の問題があったり、複雑な背景があります。だから切り替え出来ない。ところがそういった公団であるとか公社というのは、一つの契約期間が終わると、言ってみれば施業計画を変える千載一遇のチャンスなんですよ。解約する時に今度はこういう山づくりをしましょうとなるわけですから。特に公有林であれば、個人と違って非常にやりやすいと。まさに今の条例とですね、森林計画等も同じ考え方に立って出来る最大の私は条件だと思っているわけですが、そういう考え方を入れればですね、線引きがもっと広がるのではないかなと思います、実態ちょっと分かりませんのでね。そんな感じをしております。

結論からしますと、中流部も上流部ももう少し広げられないものだろうか。というのが私の意見です。

佐々木議長 ご意見は、具体的に言うと、2ページのこの今の指定地域についてですね。

附田委員 そうです。指定地域についてでございます。

佐々木議長 これを、この赤いところをもう少し広げる。中流部についても、どこか入るところがないだろうかということですね。

附田委員 はい、例えばですね、この流域をくくってますよね。左側の赤い部分の南側と申しますか下側と申しますか、こっちの方がなぜ抜けるんだらうかと。それと中抜きになっているのは何故なのかなということですね。それからあと、くくっていない中流部をどうするんだと。こうしないと所謂、水循環ということ、森と川と海と言うことを標榜しながら、ほんのちょっぴりの面積しかないじゃないかと。ここは農業の地域だぞと。そして今、青森県と申しますのは、食の安全、安心の、水をキーワードにした、それを売り筋にしてですね、たくさんやっているわけですから、そういった事とも軌を一にしないと、と私は思います。

佐々木議長 分かりました。そうすると保全計画、いま分けてしまったんですけれども、保全計画では条例の精神を生かして、五戸川流域の中全部をこの条例で見えていく。ただ、指定地域については範囲が狭くなりこの赤いところですよということですよ。

附田委員 そのところをですね、中流部も保全地域にすれば一番いいわけなんですけれども、無理があるんであればそういった、妥協と申しますか、二段階方式のこともあり得ると思う訳であります。

佐々木議長 分かりました。

附田委員 で、実際にですね、これも保全計画の方に飛んでしまうんですが、例えば五戸らしき森づくりをするということを強調してまして、その中にトチであるとかですね、ナラであるとか入れるということを盛んに具体的に書いてあるんですが、それは民有林の中でも可能なんです

よ。森林計画の中で、それをもうやりましようと言っているわけですから、それをそっくり引っ張っていただければいい話ですね。

佐々木議長 分かりました。ありがとうございます。

そしたらですね、もう一度このところの、2ページの上流域の森林地域の指定については、事前に委員の皆さんに説明した時と変わっていないと思いますけれども、変わっていないので、改めてですね、この指定した所の考え方を説明して頂きまして、次回、いま附田委員から発言のあった中流部について追加出来るかどうかという検討結果を報告してもらい審議していきたいと思います。

それから上流部についても、ここを広げた場合どうなるか。あるいは、このくらいで勘弁して下さいというのはどういう理由でか、というあたりを素直に出して頂いて、次回決めていきたいと思えます。とりあえず今日は、この2ページの赤い所の指定がどういう考えで決めたかという事を説明して頂けますか。

その前にですね、私の方からちょっと確認したいことがあります。皆さんのお手もとにこういうパンフレットあると思いますけれども、これを今日用意して下さいと言ったのは、この一番後ろ、開いたところですね、保全地域の指定をしますというところですが、これは、この審議会の最初の方で決めたことです。保全地域を指定するとき、どういう考え方でしましょうか。その要件は何でしょうか、ということです。森林についてはここに書いている3つの点、河川については4つ、海岸については3つということで、これに基づいて事務局の方で指定をしています。

それから海岸の方もこの3つの考え方を決めたのですけれども、例えば砂浜、磯、海岸、自然環境が優れている区域という点が最初にあるのですけれども、どうも五戸川、この項目に値するのは無いのではないかということで、委員の皆さんのところには海岸が除かれた形で説明に行ったわけです。まあ色々、森、川、海のつながりを、事務局の方から説明があったように考えると、海、海岸がないというのは骨抜きになってしまう可能性があるということで、とりあえずこの審議会で委員の皆さんから意見を聞いて下さいと言うことで、海岸まで含めた案を出しています。その点を了解して頂きまして、皆さんから意見を頂きたいと思えます。

事務局（原田） 保全地域ですね。

佐々木議長 はい。

事務局（原田） 私共が8ページの方で、資料3の8ページの方のエリアを今ご提案したわけですが、考え方としては資料3ページ、あるいは4ページの上段の部分に基づいてこのエリアを考えたわけですが、ただ先程、附田委員の方から、中抜きになっている白い部分とございましたが、これは牧草地でございます。現況は。

それと、中流部についての保全地域への取り組みという事につきましてはですね、検討をさせて頂いて、次の審議会の場で、色々所有者、管理者との協議もございまして、その意向等の確認もございまして、少し時間を頂いてですね、次回の審議会の時にその協議の内容ですとか考え方ですとかをご説明したいと思えますが、宜しいでしょうか。



佐々木議長 はい、素直に出して頂ければいいです。あんまりそこにこだわってですね、決まらないのであれば、むしろ少しの前進でも認められるならば、それでいいからこの森・川・海の考え方を適用して、まず五戸川流域について保全地域と保全計画を進めて先行してしまう。大畑川でやったような形を進めて行きたいと思います。宜しくお願いします。

はい、もう一つ。

附田委員 一言だけ付け加えさせていただきます。この基本のところに書いてありますけれども、今のこの赤塗りをした地点の所、この基本のことが何もやる必要がないんですよ。今のままの保全だと。もう既にレクリエーションの関係でですね、色々な事をやってますよね。既存の施設で全部やっちゃっていると。これ以上条例で何にもやることはない。これに尽きると思いますので。それをただ括っただけだと私は思います。

佐々木議長 ここの3ページのことですか。

附田委員 そうです。3ページの上の森林の基本的な考え方とありますよね。天然林50%以上、これはもうそのままですよ。それから色んな活動がなされている所、これもありますよね。それから要望の強い所、これも全体がそうですから。あと何がありますかという、何もやることはないですから。ただ括っただけで終わりですとなるので、私は逆にですね、消極的といいますか、安易といいますか、最初腰が引けたと言ったんですが、それよりはむしろ、そういった公社、公団との解約の時にですね、広葉樹を入れるような、そういう風にやって行きましょうとかですね、そういった方に呼びかけるような事が条例の趣旨に私は合うことと思います。それを逃がしたら、もう絶対にずっとやって行けないですよ。百年、二百年後まで。という趣旨でございます。

佐々木議長 分かりました。そうしたら、ここのアからオまでであるうちに、これは県民に対して、どういう考え方でこういうように決まったか、ということを理解してもらうにはどうしても必要なんですが、これプラス、何か足りないところがあったら指摘して頂いて、もっといいものにして行きたいと思います。宜しくお願いします。

じゃあ、宜しくお願いします。

清野委員 河川全体が繋がるとかですね、それから海岸まで入れて頂くということで大変努力されて、随分といいものになりつつあると思います。それで、ちょっと海岸の事について伺いたいんですが、資料3のですね、保全地域(案)の中で、最後の13ページにですね、地図があります。これって、ちょっと教えて頂きたい事とコメントと両方あるんですけども。

1つはですね、海岸の所は、一応いま赤く塗ってある所というのは、海岸の汀線というか、地図でここまでが砂浜だということになっている場所だと思うんですよ。この辺の考え方をどうするかという問題がありまして、汀線が変動するとかですね、そういう問題もあったり、今後回復して前進してくるとかですね、あるいは侵食されて後退するとかいうことがあるので、この砂浜という定義もどういう風にするかというのがあるんです。一つはですね、海岸保全区域としてここにかけて

ある、それは人間から見たある程度の区域になるわけですが、そこを水中も含めて海岸保全地域ということでかけることが可能かという事が1つです。

それからもう1つはですね、河川区域と、川の方は多分河川区域の方で指定していて、それで海岸との接続部というのは具体的にどういう風になるのかということをお教えください。地図上で海岸はアップがあるんですけども、河川はアップが無いので、その接続部分がですね、抜けてしまわないかというのがちょっと心配なので。

佐々木議長 今の点について説明できますか。じゃあ、お願いします。

事務局（笠井） まず2つに質問を分けると、1つ目が、汀線変動するんだけど、海岸線の捉え方、海側の線引きはどうするのかというふうな質問と、2つ目、河口と海岸の、今こちらが見てもらっているのは海岸の図面だけでしたけれども、河川の河口部と海岸の接点の図面という、図示出来ますかということになるかと思うんですが。

まず1つ目の汀線、海岸線。海側の境界、保全地域の境界は、ということですけども、今私の方で現段階で考えているのは、条例の方で保全地域指定、森林・河川・海岸を保全するという風な事になっておりましたので、海岸をどう捉えようかという風な議論はしないままこの条例、審議しておりましたけれども、今こちらの方、図面、敢えて私の方でも海浜地形図、付けて見ました。そういう議論になるかな、と思った意図もありまして、海浜地形図を付けて、敢えて色をつけないままお持ちしていました。

で、私の方で今考えているもの、この図面を実際の海岸線だとすれば、水面から出ている部分、その海浜地形図、横断地形図であればTPの0、潮位変動によって水を被る、被らないというのはあるんですけども、TPの0を基本として、それから上が地表だよという風な解釈を一般的にしてもらえれば。場所的には消波堤とする構造物から陸側と、あとは背後に飛砂防備保安林というのがあるので、高潮堤防も含めた飛砂防備保安林までの区間ですので、海浜地形図に着色をすれば、消波堤の陸地側の砂地から堤防を含めて、飛砂防備保安林のすぐ背後を流れております水路の端までの区間を検討しています。

そして2つ目として、接続部分の図面というものは、今回ご用意してなかったんですけども、今回の審議が次回にずれ込みそうなので、次回の段階に接続部分ですね、改めてご紹介したいと思います。接続部分、河口部が欠落することのないような図面、お出しできるかと思えます。

佐々木議長 はい、じゃあ先に、海まで含めてもいいんですけども、海の方の線引きはどうしますかという質問です。

水産振興課（坪田） 水産振興課でございますけれども、一応、漁業権上の解釈と致しましては、最大高潮時の海岸線ということで、そこまでが海ということで漁業法上は捉えております。以上です。

佐々木議長 最大。

水産振興課（原田） 最大高潮時です。潮が満ちた時の。

佐々木議長 じゃあ、いわゆる汀線よりももうちょっと陸側の方になりますね。この位置は、皆さん浜に行ったことあると思いますけれども、最初砂浜に行って歩いて行くとあまり波が来ない所、で、ちょっと満潮になったら来そうな所がありますね、あの辺りです。それからさらに海に進むと波がバチャッと打ち上げてきます。

最初の事務局の方の説明は、そのもうちょっと下の国土地理院の±0の辺りを海岸と海の境としたいということでした。漁業の方はもう少し陸側の方の満潮の汀線ですね、簡単に言えば、そういう線が海と陸の境界になります。まあ、その辺りかな。はい、どうぞ。

清野委員 私の提案としては2つあって、1つは海岸保全区域ということで、既に行政的にある程度区切られている範囲というのがありますけれども、もう一つ、ある程度変動することもあり得るとしても、この資料3の13ページの右上に海岸の断面図がありますけれども、TPの0ということよりもですね、ここの海岸での実際にその潮位のデータがせっかく入っていますし、多分、県の沿岸でちょっとずつそれも違う事とかあると思うので、私はやっぱりローウォーターレベルという引き潮の標準的な所までを入れて頂くといいのかなと思います。

その理由としては、先程大坂先生の方から、シギとかチドリとかやって来る場所であるということがありましたが、そういう鳥はですね、潮が引いた時に海岸の砂場の濡れたところで餌を食べていると思いますので、そういう場所というの、シギ、チドリのいる場所とか餌生物のいる場所。そしてですね、漁業権的なご指摘も頂きましたけれども、そこに水が満ちて来ればですね、重要なサケだとか、そういう回遊魚の棲む場所になりますので、そういう点で可能な限りですね、自然の地形とかですね、というものに合わせてやっていくという事がいいのではないかという風に思います。

その部分で言うとはですね、次回に河口部を含めてご検討されるということでもありますので、出来るだけこの五戸川ですね、河口の砂州というのは非常に生き物にとっても、特に回遊する、海と川を行き来するというような、シンボルとなるようなサケにとっても大事な場所ですので、そこを一体として保全するというような意識の現れとしてですね、地域をかけて頂くことというのは重要かと思います。

ちなみにですね、今度計画の方でそれがどう対応するかというと、計画の方の資料のですね、10ページの下の方に、(3)市川海岸の区域というのがありますけれども、ここに記述してあるアイウエというところで、今私がお話したような理念というのは、それに相当するようなものがあると思うんですが、出来ましたらそれに書き加えて頂ければと思いますのが、サケなどの回遊魚という、川と海が両方ともやっぱり健全な状態であって、それが連続性が保たれているという、そういう生息地というのが大事なんだというような。海岸というと川と切り離されちゃう訳じゃなくて、イのところで物理的には書いてある訳なんですけれども、生物にとっての連続性というの、同時に要件として書いて頂くといいのかなという風に思います。以上です。

佐々木議長 10ページの(3)ですね。

清野委員 そうですね、10ページの(3)の方に、文章として計画の中に記述してあります。河川の方は色んな植物とかですね、魚からの見方というのは書いてあるので、出来ましたら海岸についてもですね、大坂先生のご指摘の鳥にとっての生息地とか、あるいは漁業上も大事なサケの生息地という点での記述がですね、河川と同等に入っているといいと思います。

佐々木議長 じゃあ、今の点、このアイウエで言い切れない場合は入れるということにします。多分、新しい点だと思います。

事務局(原田) 先程、大坂委員の方から、野鳥の観察保護の視点での取り組みとありますが、そういうことも必要だというご意見もございましたし、今、清野委員の方からも、生物、魚類の海・川の連続性という視点で一つここに計画を加えたらどうかということもございました。私共、関係する部局との調整もございますので、今結論を申し上げられませんが、一つ検討した結果を次でご報告したいと思います。宜しいでしょうか。

佐々木議長 はい、分かりました。東先生、ここ、サケのヤナ場があったみたいですが、上るんでしょうね。他の魚、海と川、中流ぐらいまでだと思えますけれども、行き来している魚とかそういうのは如何なものなんでしょうか。

東委員 参考資料を見るとサケ科の魚がいくつか出てますね。それから実はこれ、カジカと書いてあるのが、カジカはいくつか種類があってですね、カジカと呼ばれる中に、これちょっと専門的なんですけれども、大卵型と言われている、資料の方で実は大卵型が出ているんですけれども。

佐々木議長 資料の何ページですか。

東委員 参考資料というのがあったと思うんですが、参考資料の12ページですか。これにカジカってありますね。ここで出ているのは大きな卵を産む大卵型というので説明されているんですが、実はこのレッドリスト、希少生物として出現しているのは、小卵型あるいは中卵型という卵の小さいタイプですね。で、その二つの卵の小さいタイプというのは、海に一回下りて、また上がってくるという回遊の性質を持っていてですね、それが希少種として指定されて、なおかつ五戸川にいるという事ですので、実は彼らにとって海岸域というのは非常に大事な、生まれて直後の生息場として大事な所だということで、サケ、マスは勿論なんですけれども、この魚についてもそうです。

それからあと、希少種でトミヨというのがいます。これも淡水魚なんですけど、場合によっては海に下るタイプです。海に下った後もやはり、そう遠くには海岸から離れないので、この写真に写っているエリアの範囲にかなり止まっているという気がしますので、海岸部分の保全というのは、実は魚にとってもかなり重要だということだと思います。

それとは関係なく、ちょっと私の方で質問と意見があってですね、先程清野さんが言われたように、汀線のローウォーターレベルまで入れて欲しいというのは、生物の立場からするとまさしくそれで、砂に潜っている小さいエビの仲間のアミの仲間とかですね、小エビの仲間というのは、例え

ばさっき言われたシギ、チドリの餌として非常に重要だと。それは健全な砂浜がないと駄目なんです。あるいは青森県の魚として指定されている漁業の重要な魚種ですけれども、ヒラメの子供の頃ですね、これもその波打ち際で盛んにそういう生き物を食べているということで、実は河口付近の砂浜というのは非常に重要だということを付け加えて、それを考慮して頂いて検討を加えて頂きたいなと思ってます。

さらにもう一つ、これは質問なんですけれども、右岸側の方ですね、右岸側の方、港湾区域だからでしょうか、今回は保全区域に入っていないようなんですけれども、写真を見る限りでは左岸と右岸側は極端に違う環境ではないような感じもするんですね。もちろん、港湾区域なので色々難しいのかなと思うんですが、これも海岸の部分に関して言うと、もう少し入れられれば入れた方がより望ましいような気もするんですけれども。その辺、状況などをお伺いしたいなと思っているんですが。

佐々木議長 はい、分かりました。ありがとうございます。委員の皆さんに事前説明した時は海岸も含まれてませんでした。今まで出た意見だと、今日の案の方がいいという意見です。それで、森林については先程附田委員から指摘がありました。これは次回の宿題になっております。

それで、今日の案だと、海に向かって右側の方の海岸が色が塗られてないということです。いま東委員の方からは右側の方も入れてみたらとの指摘がありました。

この船溜り、漁港区域ですけれども、この区域はどこまで入るんですか。

事務局（原田） これは港湾区域、いわゆる右岸側からですね、河口右岸側から、図面の13ページでしたか、上の方にございますが、左上の方の図面でお分かり頂けると思いますが、五戸川河口の右岸側が港湾区域となっております。

佐々木議長 八戸港の港湾区域ですね。

事務局（原田） はい、そうです。で、いま東委員の方から、まあ、状況としては、自然の状況としては、左岸も右岸も同じような状況だというお話もあつたんですが、私共検討する中で、港湾区域ということに少しかう、色んな施設整備をされている区域でもあるしということで、保全地域（案）のエリアの中を含めることはどうかということで色づけはしていなかったというのが状況でございます。

東委員 そこでですね、難しいというのは分かりましたけれども、どこまで可能かというところを少し検討して頂けないかな、というのが私の希望です。

佐々木議長 分かりました、事務局に検討して頂きます。大坂さん、この辺りにくる鳥について、写真などありますか。

大坂委員 八戸の人達に聞いてみれば持っていると思いますけれども。

佐々木議長 ああ、そうですか。具体的にそういうのがあったらよろしくお願いします。三浦先生、この辺りの浜は地元の人利用というのはどうですか。地元の方は、あまり行ってないですか。

三浦委員 いくらかはやっているけれども。

去年も行ってみたんですが、ここの海岸、どうしてこんなに綺麗になったかということ聞いたんですよ。そうしたら洪水であの辺全部流されたりして、土手が流されて無くなったり、それから木が流されたりというので、何カ年間計画か、何十億円かかけてあれを全部直したと、こう言うのです。

それから私、20年位前だったかな、30年位前だったか、海岸の所に行ったら、まだ砂浜だったんですよ、全部。そうしたら今は全部堤防が築かれて砂丘にブロックがガラッと並んでいるという風に変わっているんです。それから、さっきしゃべった船溜りの所も、あそこは結局漁港だったわけですね、百年前は。で、五戸の人が殆ど支配しておって、そして使っておったと。ところが世の中が変わって全部駄目になったから、どんどん改革できないでそのまま投げやりになった。そのうち合併が出来て、市川が向こうへ、八戸に入ったと言うような格好で、どんどん変わってきたわけですよ。

で、この前行ってみたら、どうなっているのと聞いたら、殆ど使っていないと。どうしてかという、もう年齢がどんどん変わって、そういう魚ばかり獲っていたのでは生活が出来ないと。もう少し収入の入るものに、1日に全部お金で世の中がどんどん動いているものですから、とてもこれでは駄目だということで、殆ど一川目から二川目、ずっとあの海岸は全部いまはいくらもなく、現在の若い人達は三沢の方まで港を使って全部やっているような格好です。だから実際には、あまりその海岸そのものは、おそらくは若い人達は利用していないんじゃないかなと、こう私は見てきました。聞いてみたらやっぱり、殆どの人にはそれを使って生活を、魚を獲っているんじゃないという人達が多かったです。

もちろん若い人からも聞こうと思ったんだけど、若い人はほとんどいなかったです、あの辺り、出ていて。だから年寄りばかりいたものだから、年寄りから聞いたらそんな話をしておりました。以上です。

佐々木議長 はい、どうもありがとうございました。いま三浦先生の方から出た、昔は砂浜だったということなんですけれども、昔の汀線は今の波打ち際より大体500メートル位沖かな。ここは、前はね、500メートル位の広い砂浜だったです。海岸侵食が進んで、今は写真で見るとような状況です。ただ、地元の方がこの海岸に対する要求、利用に対する要求があって、昔のような砂浜もあった方がいいんじゃないかということであれば、また砂浜を地元の人が利用するような形で考えていくということも必要だと思います。

はい、どうぞ。先に田村先生から。

田村委員 海岸防災林のことで、今、海岸の話で、片側しか今、色が塗られていないんですけれども、写真を見るとやはりどう見ても河口両側に海岸防災林が連なっていて、ここは保全地域でも何でもなくて、まさしく保安林地帯なんですけれども、何故片側しか保全地域に今なっていないのかということ、ちょっとお聞きしたいと思います。

佐々木議長 この右側のこれ、飛砂林かな。これも同じように、特徴ある可能性はありますね。

事務局（原田） はい、先ほど東委員の方からもお話あったんですけども、河口側の港湾区域の海岸部については、私共、港湾区域でありますので、施設整備が促進されていくエリアで、その海岸については考えておりませんでしたとお話をしました。で、同じように背後の飛砂防備保安林につきましても、そこにその緑だけで捉えるべきなのか、あるいは海岸として、砂浜との波打ち際があり、砂浜があり、海岸林があるという、そういった条件で捉えるべきか、色々悩んだわけです、本当は。で、今お話にあった海岸林、保安林の中で、特筆すべきような希少な動植物ですとか、あるいは子供たちの林の学習活動ですとか、そういった事が非常に活発に行なわれているとかですね、そういう事があればとも考えたんですが、現実的には、管理者の方で適正な保全に努めて、併せてその周辺の清掃活動をしているというふうな実態でございましたので、どうもその、単発で捉えるということにですね、少し悩みまして、やっぱりそういう条件でないのであれば、海岸の波打ち際があり、砂浜があり、林があるという、そういう自然条件を捉えた方がいいのではないかと考えまして、色づけをしなかったというのが事実でございます。

佐々木議長 はい。

田村委員 保全という意味をもう少し広く捉えた方がいいんじゃないかと思うんですね。なんか、希少種とか、すごく特定なものにこだわっていらっしゃるように見受けられるんですけども、まさしく森があればですね、そこに森林としての機能が発揮されて保安林に指定されているわけですし、このつながりの中でその機能が発揮されるということを考えれば、私はこちらの海岸防災林も指定していないことの方が、とてもこの条例から考えてもですね、違和感を感じるもので、もう一度ご検討をお願いしたいと思います。

佐々木議長 はい。

附田委員 私も田村委員の援護射撃を申し上げます。これは見方を変えますとですね、森林法と河川法と海岸法の共生の問題だと思います。従って希少動物だとか生物だとか、そういうことにも加えまして、社会生活のことがそこに周辺の方々の暮らしというものを持ってこない、これ、いけないことだと思います。

名前は海岸防災林ということで、まあ、飛砂防備保安林なんですけれども、あそこ、歴史見ますとですね、昭和8年のチリ津波であるとか、昭和35年のチリ津波。昭和8年のもので経験で海岸防災林が出来て、昭和35年には非常な効果を発揮したというような長い歴史がありまして、そういった事というのは森林法の範疇なんですけれども、それと河川であるとか、そういったものは一体なものであるという事ですので、田村先生の見方が私はまったく正しいと思いますし、そういう事をしないと、県民が納得しないことだと思います。

なお、加えて言えば、具体的な計画を作る場合には、ちょっとその1行がございまして、関係機関がよく協議してですね、適切な保護管理を講ずるという趣旨のことを書いていますけれども、私

はもっとかみ砕いて、あそこの林帯をですね、クロマツの一斉林なんですけれども、これ非常に弱いわけですから、出来る場所からですね、広葉樹を入れるとかですね、そういったことで、強い、機能をたくさん持った森林に変えていくという記述が欲しいですし、その結果、そこで学習する教育の場にもなりますし、あと、豊かな昆虫類も入るようなチャンスが出ますから、そういったことも是非記述していくべきだということも付け加えさせていただきます。

佐々木議長 飛砂を防ぐための林、やっぱり砂浜ありますから、ものすごく飛砂が多いと思います。飛砂による災害を防ぐには有効な林です。だからこの林が地元にとって一番重要なのは、この飛砂対策だと思います。そういう点ではすごい重要な林です。だからそこが多分一番のポイントだと思います。広葉樹がどこまで有効なのかは、ちょっと検討してみないと分かりません。多分今の状態が一番いいと思います。飛砂ということを重視した場合ですね。ただ、林として見ればもう少し木の種類があった方がいいということなんです。その辺、もし、いま出ている文献を調査してでの結果でいいですから、次回宜しくお願いします。

皆さんに一言ずつ何か今日言ってもらってですね、そして次回決めたいと思います。今日は何でもいいから言って下さい。宜しくお願いします。

じゃあ、簡単に清野さん、お願いします。いま順番に皆さんに言ってもらいますので、宜しくお願いします。

清野委員 港湾区域ということなんです、港湾区域、今まではその区域内をですね、開発するという事の位置付けでずっと来ましたが、いま港湾審議会の環境部会の方でもですね、そういう砂を止めちゃうとかですね、存在するだけで周辺環境に影響を与えるものに関しての見直しを、もうちょっと積極的に行なうような方向になって来ています。

そういった方向性、おそらく、個々のこういう船溜りをどういう風にするのかという点でも、今後非常に重要な話になりますので、ぜひ、港湾区域だからもうダメと諦めないで、仮に今後それが、何らかの形で改良を加えた時に、八戸港の中での砂浜全体が回復するとか、そういうことがあれば、逆に今の段階で少し考えておくことが、将来の港湾区域全体の環境を良くするチャンスでもあるので、是非そこは検討して頂きたいというふうに思います。

それで、この図面の、資料3の6ところに、実はその全体の地図があって、その右上にですね、八戸の港湾区域の地図があって、点線で書いてある防波堤と、白地、埋め立て地みたいなものがあるんですけど、これが八戸港の港湾計画で今どういう状態になっていて、今どこまで何を作っていて、今後作る予定になっているかというのを、港湾計画の状況というのを、次回までに資料で教えて下さい。

今後ですね、そんなにどんどん埋め立てるとか、そういう時代でないし、費用的にもすごく大変なので、せっかくそういう時流になって来ていて、さっきの森林じゃないですけども、色んな見直しのチャンスですので、色んな力はあるかと思えますけれども、是非ですね、せめてこの河口の兩岸くらいまでは港湾の方でも譲歩して頂けるような形で、それをまたポジティブに受け止めてもらえるような形で調整して頂けたらというふうに思います。以上です。

佐々木議長 はい、どうもありがとうございました。ということで、次回、今の点についても検



討した結果を報告してもらって、それで審議会で審議して行きたいと思います。事務局の方、宜しくお願いします。

次、宜しくお願いします。言い忘れかもしれませんが、2つの案件についてどちらでもいいし、両方についてでもいいです。宜しくお願いします。

角本委員 今のこの指定地域に関連した議論がずっと出ておまして、先行して大畑川に深く関わった人間としてはですね、本当に短期間のうちに随分変わった、意欲的に改善したと。おそらく庁内調整が随分進んだんだろうなと考えております。

その庁内調整によって、先般寸断されていた部分が水系として繋がったと。そしてその繋がる中身に関しては、東先生、清野先生等、皆さんの流れからしても、これは自然なT字型の水系の一貫的な指定ということが、大畑川の場合でもこの流域条例の理想形ということだった訳ですね。そしてそれが各課の調整機関というものがあって、県土としての一体的な調整がそこになされれば、色んなコスト面も含めて、色んな改善がなされると。ですから、自然の保全だけではなくして、コスト面のすごい削減も可能になるということも、色んな事のいい面が出て来るのではないかなと思いますので、ぜひともその調整機関を充実させて頂きましてですね、これをT字型指定までぜひ持って行って頂ければと思います。

そして、それを前提にしてですけれども、選考指定の不備な点というのが、ここで出てきたという事になるわけです。それは河口部と海岸部の大畑川のケースの場合は、その指定から外れた訳ですけれども、そういうケースの場合、今後五戸川も含めてですね、こういう議論を各地の河川で議論していく時に、議論されたことが色んな形で改良点が出てくる。そしてそれが克服されて行った時にですね、これをより中身を充実させる意味で、先行して指定されていたものをどういう風にして手続き上改善していくのかということの重要な問題がここで出てきているんだろうと思うんです。これは手続き上の問題も含みますので、ぜひその辺りも道義的に開示して頂きながら、この五戸川も含めたですね、議論を進めていって頂ければ、色んな意味で終わったということではなくして、流域を住民が支えるという励みにもなると思いますので、ぜひそれも道義的に手続き上の部分も開示して頂きながら、この検討を同時並行的に進めて頂ければもっと実り多いものになるのではないかなと思いますので、その点、宜しくお願いしたいと思います。

それからもう1点ですけれども、この議論、ずっと大畑川の部分も含めて、色々検討してきた訳ですけれども、保存の部分というものが、すごいある高度に沿っての保全ということですが、保全の部分に関しての指定範囲ということは、すごく限定的に線引きしやすいわけですが、今、こういう今日のこの五戸川の議論も含めて、そのT字型指定までの流れの方向にあるようですが、問われているのはやっぱり流域像をどう描くのかと。各地域の水系の流域図をどう描くかと。そこから始まって色んな形が見えてくるというふうに思いますので、それが時間的な制約で無理だということであっても、これもまたある程度同時的に検討の必要があるのかなという事がありますので、まずこの2点、一応指摘とお願いをしておきたいと思います。

佐々木議長 最初の点については、保全地域(案)のどこかに、手続きについて何か入れることにしましょう。保全地域に指定されていないけれども、この条例を生かしながら流域の保全、森・川・海の条例を実施していくんですよ、ということです。大畑では大分そこに頼ったところ

があります。実際に進めてみますと、指定されていない所と指定された所の区別があつて、実際の地域では問題になりかねないという心配もあります。だから、じゃあ、ここ重要なんだけど、地域の人がここも指定しながらやっていきたいという場合の手続きのことについて触れてみたいと思います。宜しくお願いします。あと、2つ目の点についてもよろしくお願いします。

それでは、大坂さん、手を挙げられてましたよね。お願いします。

大坂委員 私は田村さんの意見に賛成で、本当に希少種はないかもしれませんが、実は私は、あそこの森の辺りはよく歩いているんです。海浜植物もございませし、春になると小鳥が渡ってきてざわめいてますし、いい所なんですね。だから私も、ああいう所をもうちょっと広げて頂けたらいいなと思っています。

佐々木議長 はい、ありがとうございます。この2つの案について、何かここ訂正したい、ここにもっと加えたいとか、そういう点、もしありましたらお願いします。

奥村委員 他にも自然をどうしたらいいか、どう守っていったらいいかというテーマで、自然と人が関わる時にいつも思うのは、果たして人間がですね、浅はかな、傲慢な思い入れでどれだけ自然をくくっていきけるのかなと思うことがしばしばございます。

この五戸川、私は歩いたことが無いのでちょっと自信が無かったんですけども、三浦さんたちの地域での活動が功を奏していらっしゃるんでしょう。地域の皆様方が色々な活動をする事で、とてもいい方向に保全されているのではないかと、本当に感謝致します。実際に活動する人達の力が、私共こうやって机上の上でああでもない、こうでもないと言っているよりは、強く大きいと思います。

この赤線でくくった中に、牧草地だから白抜きにしたようですが、ただ、その牧草地を含めての生態系だとしたら、特別に白抜きにすることも無いのではないかと思います。

それから、海の河口の辺りですけども、ここも地域の人達に清掃されて、利用されているとかでしたが、ここは海水浴場ではないような気が致しますけれども、家族が憩うような、水浴びをさせるような状況なのではないでしょうか。それによってまた違って来るのですけれども。そんな感じではない？

佐々木議長 海岸には消波ブロックが置かれています。昔はそれがなかったので、海辺に行けた。今は侵食を防ぐために消波ブロックが置かれてまして、危なくて船も近づけないですね。だからそこを、場所を少し限りながら、昔と同じような砂浜を復元、再現してみる。そういう考えを盛ってみるとか、そういうことになるかと思えます。

奥村委員 そうすると、東先生とか他の先生方もおっしゃっているように、片面だけというのはおかしい。かろうじて残ったその砂浜で、小動物を中心にどれだけの自然の復活が成されているのかというと、これは大きいものがあると思いますので、左側の方ももう一度考えて頂きたいと思います。自然に対する時、人の常識は少し幅広く考えた方がいいといつも思っています。

佐々木議長 分かりました、ありがとうございます。次回検討することにします。東先生、何か。先程、事務局の方、よく頑張っているという発言もあったんですが、そういう点で評価される点、あってもいいですけども。

東委員 大畑川の時に比べてですね、色々、条件も変わったのかもしれないですけども、進展しているなという実感はあります。ただ、今、色々指摘がある通り、まだまだもっと頑張りたいというのは私も含めてお願いしたいところだと思います。

それですね、先ほど大畑の方の話もありましたけれども、やはりこれは指定して終わりではなくて、指定してからが本当の勝負だと思うんですね。ですから、色々、例えばここにも書いてありますよね。10ページに、森・川・海の主要な要素を保護するための事項で、色々配慮すると書かれていますけれども、これは実際にやられていく課程がやっぱり大事なんじゃないかと思いますので、アフターケアも含めて、どういうふうに進んでいるんだとか、どういう状況なんだということ、この審議会に報告して頂くのもあるかと思うんですけども、もっと広くオープンに情報を出して頂いて。具体的なこともかなり書かれていると思うんですよ。例えば河川に関して言うと、横断構造物を見直して森・川・海のつながりを図るとか。これ、実際にやるとなるとかなり大変なことだと思うんですけども、それを努力はしているんだということまで私たちは見ていきたいと思いますので、その辺も含めて、今後のあり方、指定していくばかりではなくて、指定された所のアフターケアをどういうふうに行っていくのか、少し事務局の方でも検討して頂きたいなと思います。

佐々木議長 分かりました。今日は時間が無くて、指定した場合と指定されない場合と、どういう違いが具体的に出るかについて説明してもらおうと思ったんですけども、次回に事務局の方からして頂くことにします。

時間も無くなりました。次に、日景先生にお願いします。ある特別な講義において、高校の先生に、私の講義を小学生に分かるように500字でまとめてくれと言ったら、それが一番難しいと言われました。結局こういうのを県民に出した時に、県民がパッと分かるようなものにしていかないとダメだと思うんですよ。あまり難しい言葉で言ってもしょうがないと思うんです。先生から見て、この2つの(案)と五戸川らしい川・海・森づくりを進めるということの計画、今日出ていますけれども、何か考え方とか改善点とか、ご意見お願いします。

日景委員 ちょっと感想的になってしまうんですけども、今多くの委員の方がおっしゃった事とかなり重複しますが、やっぱりこの保全地域を指定する時に、このパンフの中にある、先ほど佐々木先生がおっしゃったような保全地域の優先要件の1番から4番は、ある程度私はクリアしているかなという風に思うんですね。ところが5番目のところが、例えば意見交換の話を伺った時とかも、かなり大畑川と比較するとトーンダウンしているような気がしたんですね。つまり指定した後、それではこの地域はどうなって行くんだろうかというような事があまり見えて来なかったんです。それでとてもそこに不安を感じた訳なんですね。

もう一つは、それは結果的に、今日渡されました資料4の11ページのところにある(5)ですが、あるべき姿に向けて適切な創造というところに反映するという風に思っているんで

す。特に先程のご説明の中では、住民の方からの要望とかいうのは特になかったというお話だったのが非常に残念だったんですね。で、五戸らしい森づくりというところで、五戸地方らしいというのは具体的に何なのかというところは、やっぱり住民の人でなければ分からないところではないかという風に思いますので、その辺りがとても不安に感じたところです。

それからもう一つ県に要望なんですけど、今後、あるいはこの今の五戸川を中心とした話し合い、それから今後またこの保全地域をどうしようかという話の中で、多分、住民との意見交換会というのは今後も行なわれるであろうという風に思われます。そこで今の資料2にあります第1回から第3回の意見交換会を伺ってますと、平日の基本的に昼間に行なわれているというのもどんなものだろうか。もちろん夜に行なうというのは、事務局としては大変なことであるかと思うんですが、なるべく多くの人達の意見、それからここにあるように、揺るぎない形で次の世代に引き継ぐということであれば、もう少し住民の人達が参加出来る時間帯というのも考えてはどうだろうかという風に思いました。

一番危惧したのは、その地域の人達が指定した後、今後どうやってそれをやっていくんだらうかというのに非常に不安を感じたということです。以上です。

佐々木議長 はい、どうもありがとうございました。三浦先生、何かコメント等ありましたらお願いします。

三浦委員 私は実際にこう、例えば池ノ堂橋の所から、河口のちょっと手前の橋の鉄橋の所まで行くところ、そこだけが全然手は入っていないで、そのままに現在もなっております。ここはちょうど八戸市と五戸町の境目の所なんです。だからそこを見ると、昔の様子がよく分かるなど。私はこの前見て来て、藪があり、それから全然大きな木が生えておって、おそらく洪水になった水が隣の田んぼの方に流れて行くんだらうというような格好の場所でした。ま、それは感想です。

それから私、もう一つは、例えば守人にしても、この守人、例えば五戸町と新郷村ですと、一人ずつ二人あればいいなと思っておりました。おそらく八戸の方は必要が無いんじゃないかなと。というのは、もうあの辺は見なくても、きちんとコンクリートの全然手を付けなくてもいいような頑丈なものばかりです。土手を歩いてみて分かりました。

それからもう一つは、海岸の所ですが、さっきお話があった海岸の所、やっぱり海岸の所も入れた方がいいなと。私、夕べもこれを2回ほど読み取って見て、ああ、ここがどうして入らないのかなというので読み返して来ました。今日見たら、ちゃんとそういう話が出ていたので、それだといいなと思っておりました。

ただ、浅瀬の所、砂浜の所はどこでもある事なんですけど、殆どはこれが山の方に木が、五戸の方ばかりでなくどこでも同じですが、木を切ってしまったからですな、坊主頭になったわけですよ。終戦前後に。そのために木がなくなって、それで洪水が何回も、10年に1回位ずつ出ていると。その前にももちろん出ていますが、ま、色々こう調べてみたらそういう事なので、ある程度植林も必要ではないかなと。そうすれば水がまんべんなく出てくると。一遍に山が坊主頭になっていると、そうすると当然水が増えてくるからですな、一遍に濁り水になると。で、今まで濁り水もたくさんありました。例えばナマズやウナギもたくさんいたんですが、ここには一つも書いていないからですな、一匹もいないと、こう言うんですが、そうじゃなくて、たくさん私は子供の時はナマズ

獲りやウナギ獲りは、私の家の周りにもおったからですな、すぐ川の側ですから、何回も獲ったことがあります。

まあ、そういうように、それが綺麗になってしまって、あまり綺麗になるとやっぱり、綺麗なところに来やすい魚はいないと。綺麗なところは生き生きとして非常にいいんですが、やっぱりある程度そういう溜まり水もあってもいいなというので、この前、河川公園を作って欲しいと言ったら、町の中で土地を買えないからダメというので、予算は取れたと言ったんです。まあ、それを見て私、はぁはぁこれはダメだなと思ったんだけど、そのうちに世の中がどんどん変わって、特に県庁の方々も次から次と入れ替わり立ち替わり変わったので、また盛り上がって来たなど。だからあと10年経てばまた変わるんじゃないかなと、私、今でもそう思っているんです。だから、今のうちに早くなってくれればいいなと。そうすれば後継者の子供たちにも教えておいて、次にさっきの土手の所の草刈りとか、私、実際に色んなのをやっているものですから、自治会の会長も12、3年やっておりますが、そういう意味で皆に呼びかけて、ぜひ川の掃除もやって欲しいと。

ところが簡単にはいきません。何年かかかってやっと1つ。3年か5年かかって1つくらい。それから、町の役場の職員もどんどん変わって、人が変わるとその土地も変わる。またはその土地ばかりでなくて、その仕事も変わるというような格好で、なかなか上手くいかないなど。で、ちょうど私が教えた教え子が課長クラスになっているものだから、おい、何とかしてくれと呼びかけて、やっと少しずつ動いてきたと。ところが3年もいると次の人に変わっておったというような格好で、なかなか上手くいかない。そういう現状で、だいたい私、この案を見ておって、平成10年にも同じような案を作っているんです。それより一歩進んだかなと。文章が変わったんだなど。人が変われば文章も変わるという格好で、これを見てよく頑張ってくれていると、そう思っています。以上です。

佐々木議長 はい、どうもありがとうございました。予定の時間、4時に来ましたので、そろそろ審議を終わりたいと思います。

事務局が今日提案した2つの案について審議しました。指定地域(案)は事前説明の時から変わった点がありましたけれども、これについては委員の皆様は賛成ということでした。出来れば河口、海浜については右岸側も含めるという点については、事務局に検討してもらい、素直にその結果を出して頂き、次回に審議することになりました。

今日出たいいくつかの課題については、事務局にその都度検討をお願いしてきました。次回、2回目には、この指定地域(案)と保全計画(案)、五戸川流域について決めたいと思います。宜しくお願いします。少しずつ、一気に前進しませんかもしれませんが、少しずつ前進していきたいと思います。その点を含めながら、事前説明に行った時はどんどん意見を言っていたき、まとめる時は少し相手の意見を聞きながらまとめていくという線で決めたいと思います。少しでも県民の為に、この森・川・海の条例が県民に根付くための方向性で舵取りをして行きたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いします。

一つだけ意見、もしあればということでお伺いします。戌橋から河口までの河道についての意見が今日出てなかったんですけれども、どなたかございますか。

じゃあ、この点についても、今日の案の方がいいということになります。出来ればもう少し特徴がはっきり浮かび上がるような形でまとめたいと思います。防潮堤、津波に対しても安全な堤防で

あります。その中を、川が流れています。何か良いところがあるんでしょう、きっと。そういうようないい点を探しながら指定地域を決めて、五戸川の流域保全計画を進めるという方向でいきたいと思います。

以上で終わりたいと思います。よろしいでしょうか。はい、これで審議会の議事は終了したいと思います。進行は事務局の方にお返しします。

## 閉 会

司会 佐々木会長には長時間にわたりまして、議事進行、ありがとうございました。ここで事務局の方から連絡事項があります。

河川砂防課（神） 河川砂防課長の神といいます。連絡事項と言いますか、次回の開催の確認もかねて、若干ご報告させて頂きたいと思いますけれども。

今日、たくさん色んな意見を頂きました。私共が皆さん方に当初説明したのは、担当の方からも説明がありましたように、最初は河口部の河川区間についても含めなかったりとか、海岸域も対象にしなかったりとかという案も作っていたわけですが、むしろ全体的に立体的に取り組むという連続性のあるものとして考えていこうということで、こういう議論の中でですね、最終的にやっぱり必要でないとか、そういう意見を頂いた方がむしろいいのかなということで、今回急遽でございましたけれども、すべて含めてご提案したところ、たくさんご意見頂きまして、さらにもっと必要ではないかという意見も頂きました。本当にこれから作業の方も大変ですが、一所懸命、関係機関の調整なりも含めてですね、対応して参りたいと思っております。

それから、当初、大畑を最初に進めまして、今回五戸川に入っていますが、これからは次の川、次の川と保全地域計画を進めていく課程では、どんどんその区域の設定の仕方といいますか、区域によっても多少変わってきますけれども、色々な考え方がまた出てくると思います。先程、角本委員からも話がありましたように、当初の時に大畑の場合、ああいう形で河口部が切れたという形の決め方もありましたけれども、けしてそれが未来永劫そのままそれで行くという事ではなくてですね、先程のご質問にもありましたように、私共限定しておりませんので、色々な形でよりよい方向があればですね、フィードバックして、ある時期にはまた見直しするという事も出てくると、こう思っておりますので、これからはこの審議会の進め方についてはですね、皆様のご指導、ご意見を伺いながらまた進めて参りたいと思います。

次回につきましては、また私共の作業の進捗を見ながら、皆さん方の日程調整をして、また審議会の開催を決めて行きたいという風に思いますので、今日、本当に皆様お忙しい中、ありがとうございました。

司会 これをもちまして、第6回青森県ふるさとの森と川と海の保全創造審議会を終了致します。皆様ありがとうございました。

以 上